

I テーマ	学校と地域・関係機関の連携による切れ目のない子ども虐待防止
II 自治体名等	西東京市
III 所属・職・氏名	子育て支援部子ども家庭支援センター・センター長 日下部美智子 / 教育部教育指導課・課長 田中稔
IV 連絡先	①TEL 042-425-3303 / 042-438-4075 ②FAX 042-422-5375 / 042-423-2872 ③E-mail kateishien@city.nishitokyo.lg.jp /shidou@city.nishitokyo.lg.jp
V 自治体の概要	① 人口 198,855人(平成27年8月1日現在) ② 18歳未満人口 29,795人(平成27年8月1日現在) ③ 面積 15.75km ² (東西4.8km、南北5.6km) ④ 市の特徴 ・西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都の西北部に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市、東は練馬区に接しています。 ・平成13年1月21日に、都市型合併の先進市として旧田無市と旧保谷市が合併して誕生しました。 ・新市発足後は、市民参加条例を制定するなど、市民参加によるまちづくりに積極的に取り組んできました。 ・「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念とし、創造性豊かな子どもたちが育つまちづくりをめざしています。

VI 報告事項

1 西東京市における要保護児童対策の目的

子どもの虐待防止対策には、学校と地域、関係機関の連携による切れ目のない支援が必要不可欠となる。また、児童虐待の兆候を見逃さず、早期発見・早期対応を行い、家庭への適切な支援を行っていくために、関係機関は家庭や生活環境の情報収集に努め、さらに家庭をとりまく地域の意識を高めるための活動に取り組む必要がある。そのために、西東京市要保護児童対策地域協議会を平成19年4月に設置しており、一機関だけで抱え込むことなく、組織を活用し、情報交換による共通認識を持ち、それぞれの役割分担を協議・実践し、お互いが支え合いながら要保護児童等の支援に取り組んでいる。これにより、子どもの虐待を、家庭の問題、学校外の問題と切り離さず、他機関との情報共有や支援における連携等を視野に入れながら対応することを目指している。

2 これまでの学校での子どもの虐待リスクへの取組

平成18年5月に文部科学省の委託を受け「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」により作成された「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」には、「児童虐待防止に関する関係機関の中で、子どもを支援するた

めの機関や社会的リソースは多種多様に存在するが、その中でも、学校は、一定年齢の子ども達（学齢期児童生徒）に対して、網羅的に目配りができ、その日常的な変化に敏感に反応し、対応できることが大きな特徴である。」と記載されている。

その後、都内各小・中学校は、平成22年1月に東京都江戸川区内で発生した児童虐待死亡事件を受け、東京都から配布された「児童虐待防止研修セット」を活用し、児童虐待防止についての正しい理解と認識を深める努力を続けてきた。今回、死亡事案が発生した本市の当該中学校においても、研修キットを活用した研修が、年間、複数回、計画性をもって実施されていた。

3 西東京市立中学校生徒死亡事案検証委員会での報告概要

平成26年7月30日、西東京市において市立中学校生徒が自宅で自死する痛ましい事件が発生した。所属中学校において2回、父親の暴力による男子生徒のアザを確認したが、所管する小平児童相談所や子ども家庭支援センターには通告や相談はなかったため、教育と福祉の連携を図りながら支援することがなく、当該生徒の自死を未然に防ぐことはできなかった。

本市は、事件発生後、庁内の関係部署管理職や児童福祉、学校教育、心理学等の専門家などによる検証委員会を立ち上げ、本児が所属していた中学校の教職員、当時、緊急的な対応、調査にあたった関係機関担当者へのヒアリング調査等を実施するとともに、本事案の発生要因等について多面的・多角的な検証を行った。

検証過程において、特に時間を割かれたことが「なぜ、当該校では、父親の暴力による本児の顔の怪我を2度確認したにもかかわらず、児童虐待（児童虐待の疑い）と認知できなかったのか。」「自死に至る1か月半の間、長期欠席状態であった本児に対し、学校等が、児童虐待の疑いをもって対応しなかったのか。」についてであった。

調査報告書では、それらの状態が発生するに至った当該校における課題・問題点として、当該校の教職員が、児童虐待にかかわる児童虐待防止研修等の計画的な実施にかかわらず、「児童虐待を認知する感受性を十分に高めていなかったこと」「子ども・保護者・家庭の要因について、本児の成育歴、家庭環境、本児・親のパーソナリティ等を総合して児童・生徒を理解する『包括的な視点』が養われていなかったこと」が指摘されている。また、当該校において「児童虐待に特化して日常的に情報連携、行動連携を図るための校内及び他機関等との連携による組織体制が構築されていなかったこと」についても課題であることが示されている。

4 学校での子どもの虐待リスクへの対応策

(1) 気付きを確実にするための仕組みづくり

検証により明らかになった本事案における当該校の課題・問題点は、本市のどの学校にも存在するものであり、同様事案の発生を防止するためには、学校での子どもの虐待リスクへの気付きを確実にするための仕組みづくりを教育委員会が行う必要があった。

特に、学校は「いじめの未然防止、早期対応」「特別支援教育の充実」「学級の荒れの解決」等、様々な課題に日常的に取り組む必要があることから、虐待リスクに気付く域内の学校に共通した「継続性の担保された仕組みづくり」を検証の報告書の中では提言

している。この提言をもとに現在、本市では様々な対応策を講じている。

以下、検証報告書の内容を受け現在進めている対応策等について図等により説明する。

《課題1 児童虐待を認知する感受性について》

本事案での課題・問題点	課題・問題点への対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年11月、父親からの暴力によるアザであると覚知した段階で児童虐待という疑いをもたず、学年の教員で様子を見ることとし、当日に管理職への報告は行わなかった。 ○平成26年4月、学年の教員は再び父親からの暴力による小さなアザを確認したが、本児の様子が1年生の時より落ち着いているから大丈夫であると共通理解をし、校長等への報告に至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員に、気付きを高める実践的な研修「西東京プログラム」を行う。 ○身体測定や健診、体育等の場に児童虐待発見の視点を入れる。 ○すべての教員が、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活かした対応を図る。 ○保護者等の暴力によって生じた怪我には児童虐待を疑い、子ども家庭支援センター・教育委員会・児童相談所に通告・相談することを教員の共通理解とする。 ○教員全員が所有する校務PCに小さな気付きを書き込み、共有できる掲示板、回覧板システムを立ち上げる。

《課題2 児童・生徒を理解する包括的な視点について》

本事案における課題・問題点	課題・問題点への対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ○管理職・核となる教員を中心とした組織的な対応や家庭訪問まで至らず、その結果、本児を現認することはなかった。 ○父親についての共通の認識をもちにくい状況であったため、アザの原因等について、本児の生育歴や家庭環境等の背景を理解した上で考える視点が欠けていた。 ○父親・母親など家族関係を深く理解する視点が欠如していた。 ○本児は明るく元気な側面が目立ち、その本質的理解を阻害してしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の中で問題を取めようとせず、民生児童委員や他機関との定期的な情報交換を行い、なるべく複数の視点からみた情報で判断し協働した対応をしていく。またその体制づくりを進める。 ○学校内で、生活指導主任を児童虐待対応の中心的役割に位置付ける。 ○学校は定期的な保護者との面談等を行う。 ○教育委員会に配置されている臨床心理士等の連携を円滑に展開していくことができる体制を強化する。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関の活用を充実させる。 ○教員の包括的な視点を高めるための研修を開発・実施する。

《課題3 児童虐待に関する組織体制について》

本事案における課題・問題点	課題・問題点への対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ○校内に児童虐待対応の明確な位置づけがされた担当者がいなかったため、不登校状態になった時に児童虐待の可能性を考慮した対応に至らなかった。 ○報告を受けた管理職は、「追認・指示」をしており、学校としての危機管理の体制が機能していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校長は、児童虐待から児童・生徒を守るとは学校経営上の重要事項であると位置づけ、教員指導を行う。 ○生活指導主任を中心とする児童虐待についての校内組織を設置し、定期的な情報共有及び体制強化策を構築し、情報一元化を図り、通告の必要性を判断する。 ○児童虐待について特化して、気軽に相談できる専門職（※スクールアドバイザー）を派遣する体制や教員のバックアップ体制を整備する。 ○子ども自身が認識し相談できるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。 ○教育委員会の教育相談組織について人員体制の強化を行う。

(2) 学校と関係機関等との協働性を一層高めるための仕組みづくり

今回の事案の問題・課題の一つである虐待リスクを気付くための「包括的な視点」は、これまで一定程度、教員にはぐくまれているものとして、本市における児童虐待対策は考えられ進められてきた。しかし、今回の検証結果から教員のもつ教師としての専門性に、福祉的な側面から見て判断できる力が十分に備わっていないことが明らかになった。

この「包括的な視点」は、市教育委員会で主催する専門職や研究者等を講師として行う集合型の研修や学校内で行う研修により一定程度は高めることができるが、限界がある。なぜなら「包括的な視点」は児童福祉についての専門的な学びに加え、実際、児童虐待等についての対応経験を数多く積み重ねることで高められていくものであるからである。

教員にとってはそのような児童虐待のケースについての対応経験をもつ専門職等による助言や支援に助けられ、協働的な対応により「包括的な視点」をかかわる経験の中から少しずつ高めることができる。本市では、平成27年度より、教育委員会と市長部局との連携により、民生児童委員や子ども家庭支援センター職員、教育委員会事務局職員が学校の教員と情報連携、行動連携を日常的に行うことのできる体制づくりを進めている。

《研究授業の様子》



《学校と関係機関の協働性を高める取組》

事業名、取組名	主な目的・内容
児童虐待にかかわる関係者会議「外部委員会」の全校設置	学校は、児童虐待に関わる関係機関や地域社会と連携した対応や取組を検討する目的で、管理職、生活指導主任、民生児童委員、主任児童委員等を構成員とする組織である「校外委員会」を学期1回程度開催する。(平成27年4月開始)
「西東京ルール」に基づく連続して欠席する児童・生徒対応	学校を正当な理由なく欠席している児童・生徒が、児童虐待や犯罪被害により生命・身体に重大な被害に至っていないかを学校の教員が確認し、関係諸機関との連携した対応に結び付ける仕組み(通称「西東京ルール」)を構築する。 「西東京ルール」では、5日間連続、学校を正当な理由なく欠席している状況が児童・生徒に生じた時、学級担任等が躊躇なく家庭訪問を行うこと等を定めた。さらに、7日間連続して本人に会うことができない状況や緊急的な対応が必要と思われる場合は、教育委員会、子ども家庭支援センターに連絡し、関係諸機関が連携した対応を行うことを義務化している。(平成27年5月開始)
児童虐待を受ける児童等がSOSを出す方法等を教える学習活動の開発、実施	児童・生徒が、児童虐待等、自分の身体、心の健康・安全を脅かす問題に直面した時に、自己の安全等を確保するための行動がとれる力を育成することを目的に、教育委員会、子ども家庭支援センターが共同してその学習プログラムの研究開発を行う。 研究の過程においては、学校の依頼に応じ、教育委員会、子ども家庭支援センター職員は、教員と共にその学習プログラムによる授業等を行う。(平成27年5月開始)
学校、関係機関が児童虐待についての情報を共有する仕組みの構築	学校は、子ども家庭支援センターへ通告又は相談した児童虐待に関わる情報を教育委員会に報告書として提出する。提出された情報は、教育委員会の関係部局で共有され、必要な支援等が行われる。 報告書の内容は、データベース化され、傾向等の把握に向けた分析や学校への支援策の検討等に活用される。(平成26年10月開始)
スクールソーシャルワーカーの拡充	学校が児童虐待を受ける子どもの状況を踏まえて行う、家庭との関係づくりや関係機関とのネットワーク化を支援すること等を目的に、スクールソーシャルワーカーの拡充を図る。(平成27年4月開始)
スクールアドバイザーの設置	学校と教育委員会、子ども家庭支援センターとの意志疎通等の課題を解決し、いじめや児童虐待等の児童・生徒の安全・安心を守る体制を強化することを目的に、管理職、担当教員が気軽に相談できる職としてスクールアドバイザーを教育委員会に配置する。 平成27年度は、教育相談や人権教育に精通する元学校管理職を雇用している。(平成27年4月開始)

5 地域における関係機関の連携強化について

事案発生後の調査において、市内小中学校から「子ども家庭支援センターに連絡・相談した後、学校としてどのように対応したらよいか不安に感じることがある」「児童虐待の通告が学校からの通告であると分かった場合、その後の保護者と学校の関係が悪くなることを懸念している」という意見があった。

要保護児童対策地域協議会における課題・問題点として、児童虐待に関する相談方法・窓口等の周知が不足していた点、児童虐待に関する啓発が不足していた点、関係機関の連携が不十分であった点が明らかとなった。

このことを受けて、子ども家庭支援センターは関係機関に積極的なアウトリーチを行うことにより連携強化を図るとともに、“顔の見える関係づくり”を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用した、より現場の課題が話し合えるような仕組み作りを検討している。あわせて、地域住民の意識が高まるような講座の開催や児童・生徒が自ら進んで相談できるように普及啓発に取り組んでいる。

〈地域関係機関との連携を目指した取組〉

取組名	主な目的・内容
研修の開催による職員のスキルアップ	児童虐待を見逃さず、感受性を高めて子どもに関わる意識を持つことが出来るように、子育て支援に関わる職員への講座を開催する。 要保護児童対策地域協議会の関係機関を対象に、児童虐待についてより専門性を高めることを目指し、テーマ別の研修を開催する。
アウトリーチの実施	保育園、幼稚園、学校等の関係機関へ訪問し、情報収集を行う。
要保護児童対策地域協議会の再構築	実務者会議について、開催場所や開催機関、内容を見直す。 児童虐待への早期対応を行うために、情報を適正に管理・運用するシステムを構築する。 子ども家庭支援センター相談員の増員により体制を強化する。
関係機関との連携	不登校不登園で確認できない子どもの安否についても、関係機関と連携し対応を行う。 学校が開催する校外委員会等への参加や、スクールソーシャルワーカーと連携する。 児童相談所と「東京ルール」や「共有ガイドライン」を踏まえて連携する。
地域との連携	民生委員・児童委員、主任児童委員の意見を取り入れた地域づくりを検討する。 地域の子ども・子育て支援を行っている任意団体等の活動が、孤立している家庭に届くように、ネットワークを活用した広報活動を拡充する。
関係機関への周知	現行の「児童虐待防止のための発見・対応マニュアル」を見直し、関係機関が活用できる内容にするため再作成する。
児童・生徒への啓発	現在、小学校6年生と中学校3年生へ児童虐待の啓発カードや手作りリーフレットを配布している。教育委員会との共同作成により、内容と活用の充実を図る。
市民への啓発	11月の「児童虐待防止推進月間」の普及啓発を強化する。 スカイタワー西東京のライトアップ 児童・高齢者・障害者の虐待防止啓発事業の開催 市民まつり、子育てフェスタでの啓発他
依頼による出前講座の実施	出前講座により、ニーズに応じた普及啓発とPR活動を行う。

下記の表は、現在までの取組状況について数値化している。

平成26年度は、本事案より各関係機関の意識が高まり件数の増加があった。(平成27年度については4月～6月までの3ヶ月間の活動件数である。)

《虐待通告件数》

24年度	58件
25年度	59件
26年度	217件
27年度	62件

《個別ケース検討会議件数》

24年度	61件
25年度	82件
26年度	100件
27年度	30件

《児童人口比虐待相談件数割合》

	西東京市	市部計	東京都
24年度	0.2%	0.4%	0.4%
25年度	0.2%	0.4%	0.5%
26年度	0.7%	0.6%	0.7%

子ども家庭支援センター職員の活動状況（調査・指導件数）（件）

	訪問			所内			その他（電話等）			合計
	子ども	保護者	その他	子ども	保護者	その他	子ども	保護者	他機関	
24年度	590	550	2,911	135	162	2,252	146	1,353	5,517	13,616
25年度	627	733	3,708	170	193	1,523	212	1,617	6,317	15,100
26年度	1,241	1,379	4,811	290	265	790	804	2,887	10,153	22,620
27年度	451	724	3,630	77	76	653	185	1,154	4,779	11,729

6 今後の学校と地域・関係機関の連携について

本市は、未来ある子どもたちの命が守られる社会を創るために、市長部局をはじめ、子どもたちに関係する各機関及び子どもたちの周りにいるすべての人々が、児童虐待についての認識を深め、地域でなんでも相談できる場所や人を育てていくことを課題として取組を進めている。具体的には、市長部局として平成26年度に設置された「西東京市子ども相談業務あり方検討委員会」において、各部署で支援しているケースの情報と対応方法について、どのように繋ぐのかを検討している。また、平成27年度に設置した総合教育会議において、市長と教育委員会の協議を踏まえ、本年度の教育に関する重点施策として「虐待の対策」を位置づけ、組織的に切れ目のない支援と連携の推進を図っている。その他、学校や教育委員会の相談支援の窓口の明確化や、学校と定例的に情報を共有する会議が設置される等により、相談、情報共有、連携支援を活発に行っている。今後については、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を活用し、各ライフステージの相談支援を繋ぐ体制づくりや、地域で子どもたちを支援するネットワーク化の推進、また子どもが地域で相談できる場所や機関について検討していく。

7 おわりに

成果は、すぐに目に見える形にならなくても、子どもたちの健やかな成長を信じ、継続した支援を支える仕組みづくりを、私たち行政が担っていくことが必要である。

今後も、学校や地域の関係機関が、同じ目線に立って子どもたちを守り支えていくことができるまちづくりを推進していきたい。